

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 2 3 号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等） 第 1 2 条 〔略〕 2 前 2 条の規定にかかわらず、個人番号カード所持者であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けたものは、移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）<u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、多機能端末機を自ら操作することにより印鑑登録	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等） 第 1 2 条 〔略〕 2 前 2 条の規定にかかわらず、個人番号カード所持者であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けたものは、移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）<u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、多機能端末機を自ら操作することにより印鑑登録

証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。